

令和4年6月定例会 県土整備委員会（付託）

令和4年6月27日（月）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時37分）

これより、危機管理環境部関係の審査を行います。

危機管理環境部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 県内の新型コロナウイルス感染状況について（資料1）
- 新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の実施状況について（資料2）
- 徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアルについて（資料3-1, 3-2）
- 徳島東部防災拠点施設（仮称）の管理運営計画に係る民間提案募集について  
(資料4)

谷本政策監補

この際、4点、報告申し上げます。

資料1を御覧ください。

県内の新型コロナウイルス感染状況についてでございます。さきの事前委員会で御報告させていただいた以降の県内の感染状況について、御説明いたします。

6月に入りまして、とくしまアラートに係る指標である最大確保病床使用率はおおむね5パーセントから10パーセントの間で推移しており、新規感染者数も6月2日を除くと100名を下回っているなど、小康状態が続いております。

一方で、依然として児童等利用施設や学校等を中心にクラスターが断続的に発生し、新規感染者数も高止まりが続いていることから、とくしまアラートについては、レベル1・感染観察を維持しております。今後も気を緩めることなく対策を講じることとし、アフターコロナを俯瞰<sup>ふかん</sup>して、感染リスクを下げながら社会経済活動の回復につなげられるよう、しっかりと取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の6月23日時点の実施状況についてでございます。

1, 帰省者等に対する事前PCR検査の受検支援については1万7,060名の検査を終え、これまでに28名の陽性を確認しております。また、引き続き対策を継続する必要があることから、受付期間を7月21日まで延長することとしております。

次に、2, 飲食店に対する抗原定性検査については、延べ1,273店舗からお申込みを頂き、コロナ対策三ツ星店は592店舗となっております。こちらにつきましても受付期間を

9月20日まで延長することとしております。

次に、資料3-1を御覧ください。

徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアルの概要について御説明申し上げます。

本マニュアルは、昨年11月の南海地震対策議員連盟勉強会におきまして、災害時のトイレ対策についてお話を頂きました特定非営利活動法人日本トイレ研究所の協力の下、策定したものでございます。

まず、目的といたしまして、災害発生時において市町村等の避難所設置運営者が実施するトイレの確保や環境改善のための取組を取りまとめ、避難者が避難所で安心して快適に過ごせる環境を実現し、災害関連死ゼロを目指すこととしております。

次に、位置付けでございますが、国の避難所におけるトイレの確保、管理ガイドライン及び県の災害時快適トイレ計画等に基づき、去る3月19日に徳島市との連携により実施したトイレ対策検証訓練の結果を踏まえ、今回、避難所におけるトイレの設置方法や衛生管理、トイレの快適性などの具体的な運営方法をマニュアル化し、策定したものでございます。

主な内容ですが、本マニュアルは時系列に沿った構成としており、事前対策から初動期、展開期、安定期といった災害発生からの時間経過に応じ、市町村と避難所設置運営者が連携して行う事項を整理しております。

今後の取組といたしましては、市町村や自主防災組織等への周知啓発、また9月1日実施の県総合防災訓練におきまして、マニュアルに沿ったトイレ運営の実施など、市町村とも連携し、快適な避難所の運営により、災害関連死ゼロの実現に取り組んでまいります。

次に、資料4を御覧ください。

徳島東部防災拠点施設(仮称)の管理運営計画に係る民間提案募集についてでございます。この度、徳島東部防災拠点施設(仮称)において、指定管理者の公募を見据え、広域物資輸送拠点に関する業務、スポーツレクリエーションや子育て支援に関する業務、施設の利用料、収支計画などに関し、民間のアイデアやノウハウを生かした具体的な提案を求める民間提案募集を去る6月17日から7月22日までの間で実施しているところであります。

寄せられた提案については、有識者等による審査を経て採用案を決定することとしており、採用案を踏まえ、施設の設置及び管理条例案を、来る9月定例会にお諮りさせていただくこととしております。

その後は、速やかに指定管理者の選定手続きに着手し、令和5年2月定例会に指定管理者の指定等に関する議案をお諮りしたいと考えております。

民間のアイデアやノウハウを生かした管理運営を実施することにより、発災時は広域物資輸送拠点、平時はスポーツレクリエーションや子育て支援施設として効果的、効率的な運営を行い、質の高いサービスを提供するとともに、県民の皆様の安心・安全が確保できるよう、しっかりと準備を進めてまいります。

報告事項は以上であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

福山委員長

以上で報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。  
それでは、質疑をどうぞ。

岩丸委員

事前委員会でもお聞きいたしました。徳島プレミアム生活衛生クーポン2022事業について、その全体の概要が決まっているのであれば、改めて御説明を願いたいと思います。

都築安全衛生課長

全体の概要について御質問いただいております。

現在進めておりますスケジュールでは、7月1日から7月15日までを抽選申込み期間といたしまして、申込み方法につきましては事前委員会でも申し上げましたとおり、はがきと専用ホームページへの申込みとウェブによる2通りを考えております。それで県内在住の方に限定して申込み受付を予定しております。

はがきにつきましては、申込開始日7月1日の新聞朝刊にて、はがき付き折込みチラシで周知を予定しております。また、はがき、ウェブを合わせて一括抽選いたしまして、当選者の方には7月下旬に購入証を発送しまして、8月1日から販売店で購入、同日8月1日より11月30日まで登録店にて利用可能となるよう計画しております。

岩丸委員

今、購入者対象を県内在住者に限ると御説明いただいたんですが、その理由についてお聞かせいただけますか。

都築安全衛生課長

理美容、クリーニング、銭湯の生活衛生業につきましては、コロナ禍になる以前から日常生活において県民が継続して利用している地域の生活必需サービスでありまして、地域の活性化を図りながら営業継続につなげていただくという目的で事業を創設しております。

このため、販売対象者としましては地元に住居する方、つまり県内在住の方とさせていただきます。地元の生活衛生業の店において感染症対策を実感いただいて、控えていた利用回数などの回復につなげられるよう、本事業を実施してまいりたいと考えております。

岩丸委員

前は販売されていない市町村があったとお聞きしているんですが、今回はどのような方法でやろうとしているのか御説明いただきたい。

都築安全衛生課長

今回の販売方法についての御質問でございます。

クーポンの購入方法につきましては、指定の販売店で8月1日から9月1日までの間に購入証と身分証明書を持参することで購入可能とさせていただこうと考えております。

販売店につきましては、前回と同じくキョーエイ県内29店舗、デイリーマート7店舗、ピアカイフスーパーニシミヤ1店舗、フレッシュフーズオオキタ2店舗に加え、前回販売がございませんでした勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、那賀町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町内の郵便局9局を追加いたしまして、県内24市町村全てで購入可能販売所を設置することとしております。

岩丸委員

郵便局にした理由というのは何かあるんですか。役場とかもあったのではないかと思いますけれども。

都築安全衛生課長

実は、前はスーパーを主にさせていただいたんですが、今申し上げましたところは大手のスーパーが非常に少ないところがございますので、個別に1店舗ずつお願いするよりは、一度に頼むことができますので、効率を考えて郵便局とさせていただいております。

岩丸委員

いずれにしても、このクーポン事業、公平性という観点からはいろいろと工夫をされているなということで安心したところであります。購入者を県内在住者に限るということも、県民生活に密着したサービス支援につながるし、事業目的にも沿っているのも、それでいいと思います。

また、今後の抽選や購入の申込開始に向けて、県民の皆さんへの周知を図って、スムーズな事業運営に努めるとともに、この事業が生活衛生業の支援につながって、結果、地域の活性化に結びつくようによろしく願いいたします。

続いて、先ほど報告いただきました徳島東部防災拠点施設（仮称）の管理運営計画に係る民間提案募集について質問させていただきます。

南部、西部に続いて東部地域における広域物資輸送拠点の完成に向けて改修が進められているとのことでした。先日は、県内で震度4の地震が発生し、また、南海トラフ巨大地震が切迫する中、災害発生時における県内への救援物資等の輸送を担う拠点の整備は重要であり、完成を待ち望んでいるところであります。今回、施設の指定管理を見据えて、民間から管理運営について提案を募集するということですが、なぜ指定管理者の公募制にこういった手法を取るのか教えていただけたらと思います。

鈴江事前復興室長

先ほど説明しました応募者の選定について質問を頂きました。

徳島東部防災拠点施設（仮称）につきましては、災害時の広域物資輸送拠点の機能はもとより、平時の利用方法に関しては用途を限定することなく建築の専門家から提案を募る

という設計コンペを実施しまして、その中でスポーツレクリエーションや子育ての機能が盛り込まれた提案が選定されたところであります。

現在、設計を終えまして、1期工事として今年2月から旧設備の解体、ヘリポートの設置、1階の物資集積場などの建築工事や電気、給排水等の設備工事を進めているところであります。

また、2期工事といたしまして、7月の契約に向けて内装、外構等の建築工事や空調等の設備工事の入札手続を今行っているところでございます。

この度、広域物資輸送拠点の機能はもとより、設計コンペでの提案の実現に向けて、平時と災害時のフレキシブルな運用を可能とする運営体制、利用者ニーズを把握し利用促進につなげる事業施策内容、利用しやすい料金設定、指定管理料の節減などの施設運営に当たっての様々な課題に対しまして、民間の自由なアイデアとノウハウを管理運営計画の中に幅広く取り入れて解決につなげるとともに、県民の皆様に喜ばれる施設づくりとするため、今回のような民間提案募集という新たな形を取らせていただいたところでございます。

#### 岩丸委員

防災拠点機能はもとより、設計コンペでの提案の実現に向けて、施設運営に当たっての課題解決や、県民に喜ばれる施設とするため民間のアイデアやノウハウを募集するというような御説明であったと思います。その趣旨については良く理解をいたしました。

次に、民間に提案を求める項目が資料に記載されていますが、その中身についてももう少し詳しく御説明を願います。

#### 鈴江事前復興室長

本施設につきましては、広域物資輸送拠点としての整備はもとより、平時の空きスペースを活用した設計コンペのスポーツ・レクリエーションや子育ての機能を運営していくため、先ほど申しましたように、運営体制や事業企画内容、利用料金など対応すべき課題がございます。

このことから、今回の提案に当たっては、広域物資輸送拠点に関する業務といたしまして、平時と災害時のフレキシブルな施設運用が可能となる運営体制の構築といった課題に対応するため、災害時において平時の運営体制から物資の受入れや搬出を実施する体制へ円滑に移行する方策、災害に備えた訓練、研修や体制、支援可能な災害復旧業務などの提案を求めることとしております。

さらに、スポーツレクリエーションや子育て支援に関する業務としましては、利用者ニーズを把握して利用促進につなげ、そういった課題に対応するため、フットサル、ダンス、ヨガなどの種目に係る運営手法に加えて、職業体験、社会体験、文化体験などの具体的な運用内容、運営手法について提案を求めることとしております。

最後に、施設の利用料収支計画といたしましては、利用しやすい料金設定、指定管理料の節減といった課題に対応するため、利用料の設定や人員配置も考慮した収支計画などについて提案を求めることとしております。

## 岩丸委員

民間から提案を求める目的ということについては理解をいたしました。

民間提案を活用して災害時には広域物資輸送拠点として十分に機能を果たして、しっかりと運用していく必要があると考えておりますが、提案内容、どのように施設運営に反映していくのか御説明いただけたらと思います。

## 鈴江事前復興室長

東部防災拠点施設(仮称)は1階に約2,500平方メートルのフラットで広大なスペースがあり、トラックヤード、屋上にヘリポートを備えていることに加え、徳島南部自動車道、徳島沖洲ICまで約0.6キロメートル、マリンピア沖洲耐震強化岸壁まで約1.5キロメートルと、陸と海をつなぐ交通結節点に位置していることから、災害時の広域物資輸送拠点として非常に適した設備、立地を有しております。これら広域物資輸送拠点としての優れた特性を生かすために、今回の民間提案に当たっては、いつ何時、大規模災害が発生しても、施設機能を最大限発揮できるよう広域物資輸送拠点への円滑な移行や災害に備えた訓練防災体制などについて提案を受けることとしております。

提案については平時の管理運営も含めまして、公共性の確保と施設の効用が最大限発揮できているか、実現性や継続性があるかなどの観点に基づき、有識者を交えた審査委員会で審査を行うこととしております。そこで採用された提案内容を基本として、施設の設置及び管理条例案や指定管理者の公募の際の要求水準に反映させ、災害時には広域物資輸送拠点として機能が最大限に発揮できるようにしてまいりたいと考えております。

## 岩丸委員

民間提案の手法によって、説明いただいたような様々な視点を持って課題解決を図り、施設を整備運営するという事は非常に良いというか斬新な取組だと思えます。

県民の皆さんも東部地域における新たな防災拠点施設の1日も早い完成を待っていると思っております。今回の民間提案によって、いざ発災時に防災施設としての機能が最大限発揮できるよう、しっかりと取り組んでいただけたらと思っております。

最後に、先ほど御説明いただきましたが、徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアルについてお伺いいたします。

今回のマニュアルを拝見いたしますと、先ほど御説明いただきましたが、徳島市と連携した検証訓練で出てきた課題や意見を踏まえて、実際に避難所で設備運営に当たる方々が具体的にどのようにすれば良いのかということの時系列で写真を掲載し、分かりやすい内容となっているようでございます。

しかしながら、設置運営や衛生管理など快適なトイレ環境を維持するためには、専門的な見地からアドバイスを頂くなどし、適切な衛生管理や運営、避難所の方々への配慮を行っていくべきであると考えております。このマニュアルの作成に当たっては、NPO法人日本トイレ研究所にも御協力を頂いたとありますが、具体的に頂いた意見や反映した点があれば教えていただけたらと思います。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

マニュアルの作成に当たり専門家からのアドバイスについて御質問いただきました。

今回のマニュアル作成に当たりましては、先ほどの説明にもありましたけれども、昨年11月に南海地震対策議員連盟勉強会で講師をされましたNPO法人日本トイレ研究所の加藤代表理事に御協力を頂いたところでございます。

具体的なアドバイスといたしましては、衛生環境を快適に保つため、天候や足場の状態を考慮したトイレの設置の方法、高齢者や障がい者、女性、子供などに配慮いたしました具体的なトイレの安全性や快適性の方法、また上下水道の復旧の状態に応じたトイレ環境の改善の仕方など、多方面から御意見を頂きまして、それぞれ検討の上、マニュアルに反映させていただいたところでございます。

また、避難所におけるトイレの状況について市町村の災害対策本部と情報共有を図るために、ライフラインや使用可能なトイレの状況、トイレットペーパーなどの衛生用品の状況などを共有するトイレ情報共有シートといったものも参考資料として添付することなどもアドバイスを頂きまして、分かりやすい内容としているところでございます。

岩丸委員

実際にこういった避難所で快適なトイレを設置して運営するためには、こういったマニュアルに基づいてしっかりと訓練を重ねていくことが大事だと思います。9月1日の防災訓練は、このマニュアルに沿った運営管理を行うということもお聞きしておりますので、是非県内の市町村や自主防災組織の方々にも見ていただきながら、地元でも周知啓発を行っていただけるよう、今後とも取組を進めていただけたらと願っております。

福山委員長

午食のため、休憩いたします。（12時00分）

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

元木委員

私のほうから、まず消費者志向経営についてお伺いいたします。

事業者の重点的取組でございます消費者志向経営でございますが、持続可能な社会の形成に向けては、事業者と消費者がそれぞれの自己決定権を尊重しながら手を取り合って共にウィン・ウィンの関係を築くことが重要であると言っております。

しかしながら、県内の実態を見ておられますと、事業者と消費者の情報共有がうまくできていない場合に消費者が被害を受けたと認識しているケースが多くあるように思います。消費者被害の原因の多くは消費者側の持つ情報量の差の部分が多く、消費者側の努力で得ることができない情報について行政側がうまく情報提供することで、事業者側の権

利を損ねることなく消費者被害を減らしていく余地は多く残されているように感じております。

つきましては、具体的に今後事業者の取組であります消費者志向経営に関して、推進組織等を立ち上げて取り組んでいってはどうかと考えますが、御所見をお伺いします。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

ただいま元木委員から、消費者志向経営について御質問を頂きました。

消費者志向経営とは、消費者と共創・協働して社会の価値を向上させる経営と定義されております。共創・協働とは、事業者が消費者と双方向のコミュニケーションによって消費者が求める商品、サービスを共有し、消費者とのウィン・ウィンの関係になることで、またこのような関係を通して事業者が地域や社会の課題解決に寄与して持続可能な社会の構築を目指すこととされております。

消費者庁におきましては、消費者志向経営に取り組むことについて自主宣言を行うとともに、その経営を継続していくためのフォローアップを行う消費者志向自主宣言フォローアップ活動を事業者呼び掛けて、取組の普及を図っております。

本県におきましては、平成29年に経済団体、消費者団体、行政が連携したとくしま消費者志向経営推進組織を立ち上げ、消費者志向経営の理念の普及及び自主宣言事業者の拡大に向けた活動を展開をしているところでございます。

消費者志向自主宣言の事業者数につきましては、現在、県内では63社、全国においては327社となっているところでございます。また、本県においては、県独自の表彰制度である徳島県消費者志向経営推進事業者表彰を実施するとともに、国、県の表彰を受けた事業者の取組の動画を作成しております。また、こういった動画をイベントやホームページ、SNSで積極的に発信するなど、消費者志向経営の理念の普及と宣言事業者の取組の紹介に努めております。

また、今年度からは消費者志向経営に取り組む事業者のメリットとして、商工労働観光部と連携いたしまして、徳島県中小企業向け融資制度の一つである地域連携企業支援資金の融資対象に、この消費者志向自主宣言事業者を追加したところでございます。今後も引き続き、経済団体はじめ関係機関と連携しまして、消費者の声を聞き、その声を生かして持続可能な社会の実現に取り組む事業者及び消費者志向自主宣言事業者の更なる拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

元木委員

フォローアップ活動、また63社の自主宣言あるいは県独自の表彰制度、加えまして中小企業向けの自主宣言事業者の取組等を御紹介いただきました。

近年は、私の地元でも大きいドラッグストアの出店が相次いで、大きい事業所、全国規模のチェーン店のようなものがどんどん地方にも入ってきて、そのことが一般住民の方の消費行動にも影響を及ぼしているんじゃないかと思う次第でございます。たとえ大きい企業の扱う商品であっても、それが必ずしも県民のニーズに合った価格を提供できているかどうかというのは定かでない面もあるかと思いますので、県としても適切な情報提供をし



ていただいて、消費者が的確な判断をできるような取組を進めていただきたいと期待する次第でございます。

県では今、フェアトレード製品などの環境配慮型商品の購入など生産者の意識を変えて、紛争のない、より良い世界に変えていくことを目標とした取組なども進めていただいております。

引き続き、消費者の意識や生産者の意識を変えて、実践につなげる取組を双方の視点から進めていただきたいと思う次第でございます。そして、この新たな消費者基本計画が絵に描いた餅にならないよう、指標となる数値目標の進捗管理を行って、幅広い県民の抱える課題の解決に向けて、県民に寄り添いながら計画に位置付けた徳島ならではの施策に取り組んでいただきたいと思う次第でございます。

については、消費者情報センターに寄せられる消費者からの最近の相談件数、相談内容の傾向等について教えていただけたらと思います。

#### 飯田消費者政策課長

ただいま元木委員から、消費者情報センターにおける相談状況ということで御質問いただきました。

令和3年度におきまして、県内全体で申しますと5,783件の消費者相談があったところでございます。このうち県の消費者情報センターにつきましては、令和3年度相談受付件数は2,378件で、県全体で言いますと約4割の相談を受け付けておりまして、対前年度比で90.2パーセントとなっております。

相談受理方法は、電話相談が最も多く2,151件となっております。全相談件数の約9割を占めているところでございます。それから、御相談があったうち契約当事者の年齢構成につきましては、60歳代が373件で最も多く、全ての相談件数の15.7パーセントを占めているところでございます。次いで50歳代の365件、40歳代の354件となっております。

相談の中身につきましては、商品や役務別に見ますと、まず最も多いのが商品一般の相談件数213件で、全ての相談の9.0パーセントを占めております。次いで化粧品の109件で4.6パーセント、そして相談その他が102件で4.3パーセントと続いております。

先日、新聞報道にもございました情報商材に関しましては、令和3年度は28件の相談があったところでございます。内容としましては、副業関連が最も多く19件、年代につきましては、20歳代及び50歳代からの相談がそれぞれ9件ということで最も多かったということでございます。誰でも簡単に稼げるといった副業の高額なマニュアルをインターネットで購入したが意味のない内容が記載されていたので返金を求めたいといったような相談が多くなっておりまして、県消費者情報センターにおきましてはメールマガジン等も活用しながら相談者への対応はもちろん、幅広く県民の皆様への注意喚起を行っているところでございます。

#### 元木委員

2,378件で前年度比約9割ということで、まだまだ多くの件数が寄せられておると思っております。また、年齢構成も60歳代が15.7パーセントとやはり比較的高齢の方の相談が

多いのかなというところがございます。そして、化粧品や副業の高額マニュアル等の相談も寄せられておるといふことで、こういった県民の具体的なニーズに的確に対応できますように、消費者の方々が受け身ではなく積極的に自分から情報を取りに行けるような環境づくりをしっかりと進めていただきまして、安心・安全に消費が行われるような徳島づくりに向けて取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、県版脱炭素ロードマップ推進に向けた取組についてお伺いいたします。

我が国のエネルギー自給率は危機的状況であるという指摘もございまして、私たちの生活や産業に欠かせない石油、石炭、天然ガスといった天然資源の大半が海外からの輸入で、もはや10パーセント強しか自給できていないというのが実情でございます。国産エネルギーといわれる原子力も燃料のウランはカナダやオーストラリアからの輸入と言われております。国内で使用した核燃料はフランスに依存をしております。原子力を除けば自給率は更に下がって1桁台と言われております。現在のように国際情勢が急変して世界の食料やエネルギー供給が不安定になれば、たちまち日本は立ち行かなくなるおそれがあり、エネルギーの地産地消が求められております。

こういった状況を踏まえ、国の第6次エネルギー基本計画では、2030年度の電源構成について、再生可能エネルギーを36から38パーセントとしており、その中で太陽光と風力が主力とされております。これらはいずれも季節や時間帯で発電量が変動する可変動電源であるため、電力供給量を調整しなければならないと言われております。このため、気候変動やコロナ禍、地政学的リスクが衝突する中で、脱炭素社会、循環経済、分散型社会の三つの移行を進め、本県における経済社会のリ・デザインの推進が急務であると感じております。こういった中、県では環境指標として、自然エネルギーによる電力自給率の目標値を2030年度までに50パーセント超と定めて取組が進められております。2020年度時点で32.2パーセントであり、目標を達成するためには、なお一層の取組が必要であると感じております。

このような中、世界の主要国が脱炭素の流れを強めていく中で、本県においても県独自の方向性をこれまで以上に明確に打ち出して、自然エネルギー協議会会長県として、国の自然エネルギー戦略に対応しながら、ポスト・コロナ時代の脱炭素に向けた施策を実装してはどうかと考えますが、御所見をお伺いします。

加藤水素グリッド推進室長

元木委員より、今後のグリーン施策、関連施策の進め方について御質問を頂いております。

本県では企業局におきまして2か所の太陽光発電の導入をはじめ、民間事業者や市町村とも連携して小水力やバイオマスなど、これまで自然エネルギーの導入、拡大、加速化を図ってまいりました。昨年度末には、本県の地球温暖化・脱炭素施策を戦略的に推進するため、脱炭素ロードマップを策定いたしまして、自然エネルギーの最大限の導入として、水素グリッド構想の推進、循環経済への移行を重点施策として県有施設の自然エネルギーの率先導入や地球温暖化防止活動推進員の育成、事業者だけではなく個人の方へも水素自動車の購入助成をするなど、具体的な取組とその工程を示すことにより、本県が宣言いた

します2050年カーボンニュートラルの実現に重要な2030年度の目標達成を確実なものとするため、具体的な取組を展開しているところでございます。

また、国におきましては、新たな脱炭素に関する戦略であるクリーンエネルギー戦略策定に向けて検討が進められており、先般、岸田首相からは20兆円のGX経済移行債の創設や、10年で150兆円の脱炭素関係の投資を官民挙げて行っていく旨の方針が掲げられたとお聞きしているところでございます。

今後とも、現在進めております本県のグリーン関連施策の実現に向けて精一杯取り組んでいきますとともに、国の動きも注視しながら、また委員御指摘の視点も踏まえまして、今後の政策立案を検討してまいります。

#### 元木委員

経済産業省では、クリーンエネルギー戦略の中で、ロシアからのエネルギー輸入への依存からの脱却をはじめ、水素やアンモニアの積極活用や他の産油国への増産に向けた働き掛けの強化、あるいはスマートメーターや蓄電池などの性能の向上や普及拡大などを進めるとしておりまして、県の危機管理環境部としても危険物の取扱いの体制の強化など一定の対応を求められているのではないかと考えております。今、政府におきましては有識者懇談会を立ち上げて、脱炭素社会に向けたクリーンエネルギー戦略を進めているところであります。目標達成に向けた課題を検証して自然エネルギー立県とくしまとして民間活力を生かしながら積極的な取組を期待します。

続きまして、カーボンニュートラル促進に向けた取組についてお伺いします。

先日、会派研修で東京を訪問しまして、前環境大臣の小泉衆議院議員から講演を受けました。同氏によりますと、食べ物や服の廃棄、プラスチックの無駄遣い、エネルギーの海外からの輸入、稼げるチャンスやお金の無駄遣い、これらの全てがもったいない。でも一番もったいないのは国民、県民の方々がこれらの現状を知らないことであるというようなお話でございました。

日本の食品ロスの量は年間約600万トンで食料品のほとんどが輸入に頼っているそうです。日本人が着ている服の98パーセントは輸入品で、日本人が1年間で一度も着ない服の平均は25着であるというお話でございました。増え続ける海洋へのプラスチックの流出についても、このまま流出が続きますと、2050年には累積量が海の中の魚の量より多くなるという試算もあるそうです。日本は化石燃料代として年間17兆円を海外に支払っています。国では2030年までにサーキュラーエコノミー、いわゆる循環経済の市場規模が500兆円になると言われており、この対応も求められております。

昨日もドイツで開かれた日米欧の先進国7か国首脳会議において、ウクライナ支援とロシアへの圧力強化ですとか、脱炭素など気候変動対策についての話合いもなされたと聞いております。今後、気候変動やコロナ禍、地政学的リスクの衝突する中で脱炭素社会、循環経済、分散型社会の三つの移行を進めて現代社会のリ・デザインを進めていかなければなりません。

このような中、県では環境首都とくしま実現に向けた取組として未来創造憲章を定め、徳島の豊かな環境の継承と価値の創造に向けて、日本に培われたもったいないの心を受け

継ぐことを求めています。

また、県版脱炭素ロードマップにおいて、2050年カーボンニュートラル実現に向けて自然エネルギーによる電力自給率の目標値を2030年度までに50パーセント超と定めているものの、2016年度に25.7パーセントであったものが2020年度時点には32.2パーセントであり、目標達成に向けてなお一層の取組が求められています。

環境白書では循環型社会の構築に向けまして、資源の循環利用についての記載もごさいますが、県では廃棄物処理計画を策定し、総合的な廃棄物の発生抑制対策として資源の回収、再生、利用の推進、またリサイクル率についても数値目標を定めて取り組まれています。こういった目標を達成するためには、関係する事業者はもとより一般住民に対する地道な啓発活動も不可欠であると考えております。

県内においてもごみの分別の実践による捨てない社会への移行や環境に配慮したエシカル消費の取組とともに、資源循環によるごみ減量化に向けた取組が住民により行われております。

日本初の資源に着目したプラスチック資源循環促進法の施行を契機として、本県においても国の動きに呼応して原材料から製品になり、利用されたら廃棄物になる線形経済、いわゆるリニアエコノミーから持続可能な製品から持続可能な利用を経てリサイクルにつなげる循環経済への移行が求められているのではないかと感じております。

については、グリーン社会の推進を掲げる県としても、カーボンニュートラル促進に向けた県内外からの要請に応えながら、リニアエコノミーから循環経済への移行促進を進めてはどうかと考えますが、御意見を伺います。

#### 加藤水素グリッド推進室長

元木委員から、リニアエコノミー、直線型経済から、サーキュラーエコノミー、循環型経済への移行促進を進めてはどうかという御質問を頂きました。

資源エネルギーや食料需要の増大、廃棄物発生量の増加が全世界的に深刻化する中で、いわゆる一方通行型の経済社会活動から持続可能な形で資源を循環していく循環経済の移行を目指すことが、今、全世界の潮流となっております。

気候変動問題の対処には、この循環経済の移行を加速させ、持続可能で強<sup>じん</sup>靱な経済社会の実現を進めていくことが不可欠となることから、本県におきましては、昨年度末に策定いたしました脱炭素ロードマップにおきまして、重点施策の一つにこの循環経済の移行を掲げております。

委員から御指摘もありましたように、県民への地道な啓発活動、普及啓発が必要だということで、県民の皆様身近な取組といたしまして、環境に配慮した燃料電池自動車の普及やプラスチックごみ対策、食品ロス削減の推進などの取組をこのロードマップに基づいて推進しているところでございます。特に、プラスチックごみや食品ロス対策につきましては、企業・団体や個人、合わせて500を超える皆様によります「プラごみゼロ」とくしまスマート宣言での県民総ぐるみの啓発活動や、今年度から本格展開いたします食品ロス削減推進サポーターの養成など、県民の皆様への啓発を行うことで意識や行動の変容を呼び起こし、循環経済に向けた社会づくりを積極的に推進していきたいと考えております。

元木委員

燃料電池バスの話も頂きましたけれども、先日、東部DMOと連携して水素バスを上勝まで走らせたと同っておりまして、こういった事業の今後の更なる展開を期待する次第でございます。

次に、これに関連して、観光と伝統文化を融合させた取組についてもお伺いさせていただきたいと思っております。

近年のコロナ禍で新しい消費行動や環境を考えていく上で、このサステナブルとエシカルをコンセプトとしたストーリーを作って、国内外の富裕層に売り出していくことが求められていると言われております。

このサステナブル・ツーリズムの定義は、産業を支援して地元雇用を創出することなどにより、訪問地への貢献につながることで、気持ちよく消費していただくことであるということでございます。近年はコロナ禍でキャンプブームということもございますが、長期滞在で環境をテーマとした研修を行う環境意識の高い方々がいらっしゃるということでありまして、富裕層を中心とした観光誘客と本県が誇る環境の取組を融合させていくことも重要な視点であると考えております。例えば、地球環境に優しいとされるオーガニックコットンを藍染めする工程そのものを観光の目玉の一つとして売り出して、徳島を訪れた方々が環境問題について幅広く学びながら旅行を楽しむ機会を創出することもできるのではないかと考えております。

県の総合計画でも一步先の未来を具現化し、地方創生の旗手と呼ばれた徳島こそが国難を打破し、日本全体を持続可能な社会へ導いていくとされています。この目標達成に向けて、社会実装を進めていくためには細かな取組を積み重ねていかなければならないと思っております。官民一体となりそれぞれの住民のコミュニケーション力や各地域にある固有の伝統や歴史などを来訪者に伝えることによりまして、それぞれの地域に眠る資源を引き出し、伝えていくことが求められていると思っております。

については、観光と伝統文化を融合させたサステナブル・ツーリズムを進めるに当たり、どういった環境コンテンツを提供するのか、今後の取組についてお伺いします。

加藤水素グリッド推進室長

元木委員から、サステナブル・ツーリズムの推進について御質問を頂いております。

コロナ後の交流の活性化を見据えまして、環境やエシカルなど、いわゆるサステナブルと呼ばれる取組に着眼した県内への誘客を図るツアー造成を行うことは大変有効なことでありと認識しております。

今、委員からもお話がございましたが、昨年12月には徳島県東部圏域の15市町村の観光マネジメントを行いますイーストとくしま観光推進機構、いわゆる東部DMOと連携いたしまして企画いたしました、県外旅行会社のエージェントの皆さんを本県にお招きし、水素バスに乗って上勝町に行っていただきまして、ゼロ・ウェイストの取組を視察、体験いただくファムツアーを実施しておりまして、各旅行会社、エージェントの皆様からは大変好評の声を頂いたところでございます。

こういった取組を含めまして、今後ともこのサステナブルを合言葉に、本県を訪れていただける方が1人でも増えるように、関係部局や事業者の皆様と連携いたしまして、本県の先進的な環境の取組をコンテンツとして積極的に提供することで、サステナブル・ツアーの推進に協力してまいります。

#### 元木委員

県外旅行会社との連携によるゼロ・ウェイストの取組などについて御答弁を頂いたところでございます。是非、本県が誇る環境の資源を有効に、観光や消費行動の進化につなげていただきたいと願う次第でございます。

もう1点、要望でございますけれども、最近キャンプに訪れる方が本当に増えまして、全国的にキャンプサイトもかなり数が増えていっている中で、平時には観光振興、災害時には避難や広域物資の輸送の機能を果たしていくために、県においても独自でキャンピングカーを導入してはどうかといった御要望もあるので、こういった点も併せて御検討いただきますようお願い申し上げる次第でございます。

#### 黒崎委員

私のほうからは、海洋ごみのことについて、ちょっと御質問をしたいと思います。

県土整備部のほうでも、県土整備部が管理されておる海洋ごみに関してお聞かせいただきました。

何か月か前に、扶川議員が県内の主に東海岸線沿いの海洋ごみのボランティアの方と市町村議員さん数名にお声掛けをされて、こちらに来られるんで話を聞いてみないかというお言葉を頂いて、私も参加させていただきました。その中で、海洋ごみについて一生懸命やられているグループの方が何グループか来られてまして、いろんなお話を聞くと勉強になることが随分とございました。

その中で数点、要望を頂戴したことがございます。6項目要望があったわけですが、議員という立場でこれを読んでみて、これはできそうかな、あるいはちょっとまだ時間が掛かるかなと思うのが幾つかあるように思いました。ただ、ボランティアの方はやはりボランティアの方で一生懸命やられていますんで、優先順位は、自分が思っていることが一番先だと思う傾向があると思います。これはどこのボランティアの方もそうなんですけれども、1から6までさっと読ませていただきますんで、聞いていただければと思います。

1、徳島県の漂着ごみの現状を内外に広く啓発、発信するためにポスターの作成をしてほしいということです。

2、撮影地の候補の選択のときに、徳島県内各市町村の海岸の漂着物の調査をしてほしい。1番が広報で2番が調査をしてほしいということでもあります。

3、海洋ごみ発生抑制に係るプロモーション事業を、地域住民や子供たちが主体的に漂着ごみ問題を考えて啓発や清掃に取り組む機会として生かしてほしいということです。

4、海洋ごみ問題に取り組む団体のために調整の窓口を県の中に作ってほしいということです。

5, ボランティア活動に取り組む団体が集めた漂着ごみには市町村が処理できるものとできないものがあるようでございまして、集めた漂着ごみの処理に困らないようにしてほしいという話です。

6, 徳島県内の沿岸のどこでもいいので、徳島県庁職員有志にも撤去清掃ボランティア活動への参加を呼び掛けてほしいということです。私もいろんな団体の清掃活動に参加するんですけど、県の職員の方は意外に来られているんですよ。それをもうちょっと広げてほしいという意味合いかなと思います。

今、六つのお話をさせていただいたことに関しまして、私もその場で御要望をお伺いした立場でもございますので、どのようにお考えになっているのか、たくさんありますが、よろしく願いいたします。

#### 松本環境指導課長

ただいま黒崎委員から、6点ほど海洋ごみ問題についての御質問を頂きました。ありがとうございます。

まず、今お話の中にありました三つ目の御要望で、海洋ごみ発生抑制に係るプロモーション事業というのがございまして、これが御質問の発端の一つかなと思います。これについて簡単にまず申し上げます。このプロモーション事業と申しますのは、海洋ごみ問題を考えるためのツールといたしまして、今年度、主に小中学生をターゲットといたしました学習動画、パンフレットの製作、またできました成果品を出前講座などで利用することで、環境の啓発を図ろうという、簡単に言いますとそういう事業でございまして。

これに関しまして、まず、漂着ごみの現状を啓発、発信するためのポスターを製作してはどうかと、これがまず1点目の御質問でございました。これに関しまして、今、申し上げましたプロモーション事業では、啓発用のパンフレットを作成いたします。これを小中学校に配布するということとしております。さらに、動画を併用することで効果が期待されるものと考えております。なお、県内の小中学校や学童保育施設などを訪問いたしまして、環境学習に関する出前講座でもこれらのパンフレットを配布するというようなこと、あるいは動画を発信するなりで広く普及啓発活動を行っていくこととしているのが、まず1点目の答えでございまして。

続きまして、2点目でございまして。

県内沿岸の漂着ごみの調査をしてはどうかという御質問でございました。この今回のプロモーション事業の目的と申しますのが、県民に向けた海洋ごみの現状発信による問題提起、それと意識啓発というところでございまして。そこで、海岸ごみの状況を撮影いたしまして、ごみの現状をしっかりとお伝えしていこうと考えております。

なお、海岸のごみの発生状況でございましてけれども、こちらのほうは風向きとか潮の満ち引きといった自然条件によりまして変化いたしますので、全ての海岸におきまして一定の保たれた状態を把握することについては難しい面もあろうかと考えております。今後とも、ボランティア団体の皆様方からの情報も参考にさせていただきながら、海岸のごみの状況把握に努めてまいりたいと考えております。以上が2点目に対する回答でございまして。

3点目でございます。

プロモーション事業を住民や子供たちが主体的に海洋ごみの清掃等に取り組む、そのような機会に生かしていただきたいというお話でございました。この点、御意見を踏まえまして、実際に学校の授業で活用できる教材となるように県教育委員会と連携いたしまして、動画やパンフレットの製作過程における打合せに教育委員会にも参画していただいて、子供たちが主体的に漂着ごみ問題を考えることのできる内容にしてまいりたいと考えております。

あと、子供たちがボランティア活動に取り組んでいる姿を動画に含めるということが啓発に効果的でございますので、個人が特定されないような形で実施してまいりたいと考えております。また、県のホームページにボランティア活動の情報を掲載することで、御家族や身近な方と清掃活動に容易に参加できる環境を整備してまいりたいと考えているところでございます。

次に、4点目でございます。

海洋ごみ問題に関する調整の窓口を一つにしてもらいたいというお話でございます。この件は、先日の県土整備委員会でもお話がございましたが、各海岸におきましては海岸管理者がおります。具体的な問題に関しましては、それぞれの海岸管理者が対応することとなっております。なお、海岸管理者となる所属がどちらなのかという御質問等があるかと思っておりますので、海岸管理者となる所属や自治体が御不明の場合は、御遠慮なく環境指導課のほうに御連絡いただきましたら、御案内をさせていただきますたく存じます。以上が4点目に対する答えでございました。

5点目でございます。

ボランティア団体が集めた漂着ごみの処理に困らないようにしてもらいたいというお話でございました。地域住民や非営利組織などのボランティア活動として海岸漂着物を回収した際に発生した廃棄物、これは一般廃棄物となり、市町村等の廃棄物処理施設において処分されることとなります。ボランティア団体が回収した漂着ごみの処理に困らないよう適宜関係機関と相談しながら対応してまいりたいと考えます。

最後に6点目でございます。

県職員へボランティアへの参加を呼び掛けてもらいたいということでございます。

これまでも毎年5月30日ごみゼロの日を中心に環境美化清掃活動を呼び掛けてまいりました。今後とも関係各課と連携しながら県内沿岸の清掃活動のみならず、広くボランティア活動への参加について県職員に呼び掛けてまいりたいと考えております。

黒崎委員

ありがとうございました。1から6までできること、あるいはできないことの説明等を後日で結構でございますので、簡単にまとめていただけたら助かるなと思っております。ボランティアの方のほうに私か扶川議員で御説明をしておきたいと考えております。

いずれにしても、ややこしいのは、例えば県土整備部が管理している部分もある。それとは別に、環境関係じゃなくて何となくボランティアの人が掃除している。ボランティアの人は安全なところでやりたいということが一番で、いちいちそういうのを考えてやりま



せんから。だからそこら辺のことも情報源として1回ちゃんと御説明する必要もあるのかなと思ったりもしております。

それともう一つが、県土整備部でも言ったんですけれど、吉野川沿いもたくさんボランティアの方がおいでになるんです。海岸線沿いにも比較のおいでになるんです。こういう方は何かの使命感を持ってやられている方と、あと何となく良いことができそうだなというんで、短い時間で参加したい、終わったら海岸で遊ぼうかみたいな方がおいでます。それを両方ともよしとする、とっても良いことだと私も思うんですけれど、せっかくこういった機運が盛り上がってき始めているなというときに、こういった県民の皆様方の、あるいは県外からも来られる方がおいでになります。こういった方のお気持ちをうまくコントロールと言うとおかしいんですけれど、一つにまとめるようなことができれば本当は一番いいんだろうなと思いました。

それで、県土整備部でも説明しましたが、香川県ではごみのリーダーさんのような方を十数名お作りになって、そういった方を中心にボランティアの方々と連絡を取って活動されているという例も、先々週香川県に行ってまいりまして話を聞いてきました。

その活動の中心になっている環境というものに対する考え方は、瀬戸内海が1回ごみで汚染された時期があり、島がごみで埋められたというときがありまして、それから環境に対する県民の意識が随分変わったということのようでございます。

ですから、徳島県も瀬戸内海というところもありますし、太平洋というところもございます。いろんな環境に接している徳島県でございますんで、いろんなところからごみが流れてくるということもございます。是非とも、ボランティアの方とうまく共存していただいて、市町村の方々にも御協力を頂いて、一つの形のようなものができればいいなと思います。

これはやはりボランティアの方が自主的にというのが大前提でありまして、それを行政がどう支えていけるのかということでもあろうかなと思います。行政からすれば難しいことかもしれませんが、これからの環境のことについてしっかりと取り組むということが、これからの行政の大きな仕事かなと私は思っております。

これは、脱CO<sub>2</sub>の話も一緒なんです。そういったことでもございますんで、是非ともこれをしっかりとやりいただきたいと思っておりますんでよろしく願いいたします。要望しておきます。

それと、あともう1点。

今日の6月27日の徳島新聞の何面かに、「水素の地産地消推進、優れた脱炭素事業拡大」というふうなことでもございまして、環境省が以前より踏み込んだ形でガソリンスタンド運営から、あるいはエネルギー業界から業界の転換を図る、事業者への委託も視野に入れて水素の地産地消ということでもございます。以前よりはもう一つ踏み込んだ具体的な形になっています。そんな中で、福島県浪江町での事業化の話であったりも出てくるんです。

これに徳島県の話が出てこないというのは、徳島県はもう既に水素をスタートしているということで、先進地という位置付けになっておるといえる考えでよろしいのでしょうか。

### 加藤水素グリッド推進室長

黒崎委員から、環境省の水素の事業につきまして御質問いただいております。

水素につきましては、燃焼により二酸化炭素を排出しない究極のクリーンエネルギーとして貯蔵や運搬が可能であることもあって、その利活用が期待されております。

特に輸送に関しても、低炭素、脱炭素の利活用を促進するというところで、水素の地産地消が重要という認識で環境省において各地で実証事業が展開されていると聞いております。

今、御説明のあった新聞記事の事業につきましては、水素関連のパッケージ事業でございまして、ちなみに申し上げますと本県が導入いたしました燃料電池バスもこのパッケージ事業の中で2台、昨年度12月から導入しておるところでございます。

本県につきましては御承知のとおり東亜合成のほうで、こちらは生産工程の中から発生するというところで、正に一番近いところで発生したものをそのまま充填するというところで、一番脱炭素になるだろうということで、地産水素と呼びまして、水素ステーションを運営しておるところでございます。今御説明いたしました環境省の補助金も使いまして、中四国初のバスを鳴門線に入れて、これを東亜合成で水素を充填するというのが現状でございます。

新聞記事にも書いてございましたように、水素のプラントとか新しい新技術というものはどうしてもコストが掛かる部分もございます。このあたりにつきましては、先ほど元木委員の御質問に答弁いたしましたように、国はこれから脱炭素の投資をどんどん増やしていく。その項目の中には水素というのも当然キーテクノロジーとして入っておりますので、環境省のいろんな新規事業とか新しいものにも目を配りながら、あるいは事業者のほうから水素の新規開発とか技術開発みたいなものも情報収集しながら、これから更に積極的に水素を展開できるようにと考えております。

### 黒崎委員

私はこれを読んで、環境省はもう一步踏み込んできたんだなと思います。

県内で一番心配なのは、今まで、いろんな化石燃料を販売していた会社がたくさんございます。そういったところは脱炭素ということで、どのような業態に変えていくのか、あるいは参画していくのか。これがうまくできるのかできないかというのは、徳島県の産業構造に随分と影響が出ることを考えています。その場合にうまく事業転換できるように事業者への委託も視野に入れてという書きぶりになっておりますが、もう一步踏み込んだと、そう思ってよろしいのでしょうか。どうなのでしょう。環境省がもう一步踏み込んでやる。これは経済産業省もそういうふうには書いていないけれど、結果的にそういうことなのかなと思っております。そこのところはいかがでしょうか。

### 加藤水素グリッド推進室長

黒崎委員から、一步踏み込んだ取組ではないのかということをお指摘いただきました。

現実的に脱炭素は待ったなしだという声を頂いております。特にヨーロッパに関してはトラック、高速バス、そういう新しいモビリティをどんどん水素に転換していこう

と、あるいは飛行機についても水素を使っていこう、農機具、大規模な水素トラクターという話もお聞きしております、どんどんそういう世の中の機器が水素をエネルギー、脱炭素のエネルギーに変わっていくという動きがあります。そのあたりにつきましては、当然、環境省も経産省も新しいところを見据えながら踏み込んだ取組をこれからもどんどん拡大していくと思います。

我々徳島県といたしましては、国に先んじて水素グリッド構想を掲げた県でもございますので、そのあたりの情報はしっかり収集しながら次の展開を見据えて政策を立案してまいりたいと考えております。

#### 黒崎委員

話はよく分かりました。

ただ、国は次から次にいろんなエネルギーの話をたくさん出してくると思います。産業をやっている起業家と一番近いところに存在している徳島県は、出してくる内容をしっかりと精査して、県の担当者が自分のものとして理解しておいてほしいんです。じゃないとやっぱり現場が混乱する可能性がある。いろんなことがたくさん出てきたら混乱しますんで、そここのところは是非ともしっかりと勉強しておいていただきたいということを要望させていただいて質問を終わります。

#### 扶川委員

ちょうど水素の話が出たので、念のため一つだけお尋ねします。

例えば、2030年にはグリーンの水素とグレーの水素、どのくらいになっているというふうなお考えですか。

#### 加藤水素グリッド推進室長

今、扶川委員のほうから、グリーン水素とグレー水素のお話がありました。

この点につきましては、今、グレーの水素をたちまちどれだけグリーンに変えていくかという部分について、世の中の経済情勢と技術開発の状況に応じて変わってくるものと思っておりますので、今、数字がないところでございます。

#### 扶川委員

そうだと思います。だからと無理を言うわけじゃないんですけど、いずれ水素の時代が来るのは間違いないと思うんですが、特に大型のトラックとか船とかいろんなものに使えるようになるのは間違いないし、そのほうが電気よりもいいというのは分かっているんです。でも余りそこばかり言うと、まだちょっと早い面もあります。グレーの水素を燃やしまくったって全然CO<sub>2</sub>は減らないでしょう。やっぱり水素で走らせるんなら、グリーンの水素を一方で作りながらそれに見合った水素の乗り物を作っていないといけないと私は思っていますんで、そこは是非念頭に置いて取組を進めていただきたいと思えます。

それから、東亜合成の副生のものについても、それも地産には違いないんでいいんです

けれど、やはり元々、塩酸にする予定の水素をそっちに回しただけのことですから、別にそれでCO<sub>2</sub>がどれだけ削減できたかということを考えたら、こういう疑問は残るんです。だから本当のグリーンの水素というのをベースにした水素エネルギーの活用というのを考えていただくということをお願いしたいと思います。

それから脱炭素について、お話が出たんでついでにお聞きしておきます。

県有施設のZEB化というのは企業局でも聞きましたけれど、私としては各部局の取組を環境の部局で把握して、うんと促進してほしいと思います。県庁にしたってどこの建物にしたって、既存の建物のZEB化を含めて、新築はもちろんですけど、進めていくことが長い目で見てCO<sub>2</sub>削減に寄与します。

そのときに考えなくてはいけないのは、耐用年数のあるものを壊さないことです。建築に掛かるコスト、ライフサイクルを見た場合のCO<sub>2</sub>の発生を考えた計画というのをこれから作っていかなくてはいけない。だからZEB化とライフサイクル・アセスメントという考え方を、県の計画の中にきちんとこれから位置付けていく必要があると思います。まだまだ全然できていない分野ということは承知しておりますけれど、それはずっとこのままでいいということにはならない。

政府のほうも環境省のほうも、2030年には新築は全てZEB化を図る。しかしこれも完全なZEBじゃないんです。3割削減程度のZEBなんです。これちょっと力の入れ方が足りないと思いますけれど、そういう目標を立てています。文化の部局で新ホールではどうなっているのか聞いたら、ホールも2030年までに30パーセントカットというのを目標にしている、完全なZEBじゃないんです。太陽光パネルなんかもっと増やしたらいいじゃないのという話を意見しましたけれど、もうちょっとしっかりした取組をしないとCO<sub>2</sub>削減に間に合わないと思います。そのあたりをどのようにお考えか教えてください。

原グリーン社会推進課長

ただいま扶川委員から、県有施設の脱炭素化への取組ということで御質問を頂きました。

まず、国におきましては2030年度以降に新築される住宅や建築物につきまして、委員お話しのとおり、ZEB水準の省エネ性能の確保を目標としております。30パーセント削減ということでございますが、県においても、昨年12月に徳島県版脱炭素ロードマップを策定しまして、脱炭素社会の実現を加速する2030年度までの取組をお示しし、今後予定する県有施設の新築改修事業について、率先的にZEBを導入することを目標に掲げております。ZEB化には建物のエネルギー消費を減らすために様々な技術を導入することが必要となります。一つは消費するエネルギーを減らすための技術、これが省エネ技術です。それとエネルギーを創るための技術、創エネ技術、これらを適切に組み合わせることでZEBの実現が図られるものでございます。

県有施設のZEB化につきましては、新築では設計段階からの省エネ技術と創エネ技術の検討が可能となるため、ZEB化への制約は比較的小さいと考えております。一方で、改築、改修につきましては省エネ技術と創エネ技術の検討に加え、工事の物理的な制約、既存の設備システムの大規模変更が困難といったこと、建物利用者がある中での改修とな

ることがありますので、新築時にはない制約やコストアップが発生すると考えられるところでございます。

委員がおっしゃるとおり、脱炭素を率先する危機管理環境部としましては、今後とも新築改築される県有施設がカーボンニュートラル実現に貢献できるような施設になるよう、引き続き関係部局としっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

#### 扶川委員

是非それは進めていただきたいと思います。

あわせて、乗り物もそうですけれど、県の持っている公用車は800台と言っていたかな、相当な数があります。間違ってもガソリン車で買い替えるなんてことはないでしょうけれど、買い替えるときには全て電気自動車にするかPHVにするか、とにかく再生エネルギーを使った、あるいは脱炭素になるような車にしていかななくてはいけないと思います。これについても同じように所管する課が目を光らせて積極的に取り組んでいく必要があると思います。これはお願いをしておきたいと思います。数字は各部局でないと分からないと思います。午前中に企業局は聞きました。企業局に聞いてもあと22台ガソリン車が残っているのが2030年にゼロになりますかと聞きましたが分からないです。やはりそこら辺は目標を持ってきちんと取り組んでいかないといけないです。

ZEB化もそうですけれど、既存の建物は全然駄目というわけではないので、10パーセントでも20パーセントでもいいので減らす努力をするということ働き掛けていただきたいと思います。新築のときは多少無理を言ったのかも分かりませんが、いわゆる創エネと組み合わせれば建設すればゼロにできるんですから。例えば新ホールだって駐車場を造ったり、私は葉っぱと言ってますけれど花びらいっぱい載せたりするんですから、そのある一定部分を太陽光にすれば創エネがいっぱいできるわけです。ほとんどやろうとしていない。これじゃ駄目でしょう。そこら辺を環境部局のほうからしっかりと意見を挙げて進めていただきたいと思いますということをお願いしたいと思います。

時間がないので、災害対策のほうも少しお尋ねをしておきたいと思います。

津波に対して津波避難困難地域の解消というのほどこまで進んでいて、いつまでに解消する見通しがあるか教えてください。

#### 鈴江事前復興室長

扶川委員から御質問がありました津波避難困難地域の現状についてでございます。

本県は、平成24年に津波浸水の想定を公表して以降、津波避難困難区域の解消に向けて市町村が行う津波避難タワーの整備などに対して補助金などを交付して、市町村とともにその解消に努めてきております。

その結果としまして、平成24年の津波浸水想定公表時には県内9市町、沿岸8市町と北島町において4万2,127人の津波避難困難者がおりました。それが最新の令和4年4月1日時点では2市町、小松島市と海陽町の1,304人、率にして96.9パーセントの減少となっております。この2市町の状況なんですけれども、まず小松島市につきましては、津波避難ビルの指定、津波避難タワーを建設するというめどが立っております。ただいま津波避

難タワーの設計に掛かっておりまして、近々、建設に取り掛かり、今聞いている話では令和7年度をめどに解消すると聞いております。海陽町につきましては、昨年度、県が補助金を出しまして、再度津波避難計画を策定しました。今年度も引き続き、いかにして津波が襲来したときに残りの1,304人を助けるかというシミュレーション等をコンサルに委託して、早期の津波避難困難地域の解消を目指しておるところでございます。

県としましては、このような補助金や技術的な支援等を行いまして、早期に津波避難困難地域解消に努めたいと考えております。

#### 扶川委員

大分前進したということで有り難いことだと思います。これ以上急いでほしいと言っても大変だと思いますけれど頑張ってくださいと思います。

ただ、避難困難地域が解消するといっても、誰が避難するかというと健常者です。いわゆる災害時の要援護者の足では間に合わないようなペースで、津波避難困難地域はここまですべて決まっているわけです。やっぱりこの2市町以外も含めて、津波に限りませんが災害から逃げ遅れる弱者というのはたくさんいます。これについては市町村が把握して対策を取るんでしょうけれども、個別の支援計画をどこまで取れているのか。それから最近雨が降ったらどこに逃げるといような計画を個人個人で立てておくことが大事だということも言われてます。何割もの人がどこに避難するか決めてもない、そういう状況もあります。だから、市町村の取組状況を、今申し上げた要援護者の問題とか、個人個人の避難計画の問題であるとか、これは健常者も含めて把握して、どうやればそれが100パーセントに近づいていくかという作戦を立てていただきたい。この点どのようにお考えですか。

#### 鈴江事前復興室長

各市町村におけるいろいろな災害時における避難ということですが。

委員がおっしゃいますように、確かに要援護者についてはなかなか避難が難しいという状況もございます。それで、県といたしましては、まず要援護者が入っています、いわゆる要配慮者の施設に対して、津波の区域でありましたら避難確保計画の策定が法律上義務付けられております。全施設に対して避難確保計画を策定するよという働き掛けをした結果、昨年度末には全ての要配慮者施設において津波避難計画の策定が100パーセントとなっております。

さらに、今後はこの避難計画をただの机上だけのものにするのではなく、実際に何か起こったときの避難につなげるということで避難訓練等を実施していただけるよう、昨年度は、講習会を開いたりして、実際に被害が起こったときに命が救われるよう努力をしているところがございます。

また、今年度から新しい事業といたしましては、県南部のほうでございますけれども、いわゆる自主防災組織とか町内会とかそういう単位で、実際災害が起こったときどうやって逃げるかという計画を作る。地元に着した計画、地区防災計画というものがありまして、それをモデル的に一部で作成しようと思っております。マニュアル等を作成しまし

て、また全県下に広げて県民の皆様の安全・安心を確保していきたいと考えております。

#### 扶川委員

また引き続き聞きますけれど、個人個人の避難計画は、健常な人でもどの災害からどこに逃げるということは決まり切っていない。これは大きな問題ですね。もっと大きな問題は逃げ遅れる人、特に弱者に対する手当てがどこまでできているか。死者ゼロを目指すんだったら100パーセントを目指さないといけないです。それを県として把握しなければいけないし、市町村ができていないところがあれば、なぜできないのか原因を探って、ちょうど津波避難タワーを造ったときみたいに個別に対策を考えていく必要があると思いますので、引き続き進めていただきたいと思います。

もう1点だけ別のものをお尋ねしておきます。

消費者の関係で、私が最近相談を受けた中にマルチの被害者がおりました。1,800万円もの被害を受けたということで、70歳前後の方でしたけれども、いまだにそのお金は戻ってきていません。警察に相談しても詐欺だということは断定できないのでどうにもならない、泣き寝入りの状態が今続いております。

こんなことが起こらないようにするには、大きなお金を投資するのは、投資詐欺みたいなもので、もうかりますよという話が多いんです。マルチも一種の投資詐欺みたいなものだと思いますけれど、このマルチ商法というものに対する認識を県民がしっかり持つ。リスクを知った上で違法でないならばやってみようというのは、それは自己責任ですけど、十分リスクを知らずに、しかも国のほうが一定の処分をその業者に行っているのに、そのことも知らずに別の形で再開したマルチに引っ掛かってしまったという例がありました。

マルチとはどういうものか、新たな販売員を募って組織的に参加させていくわけですけども、ピラミッド型に販売組織を作っていくって販売員がどんどん勧誘していく、最終的に上の者は得をするけれども、一番最後に参入してきた人たちはただ損するだけというのがマルチの構造なんだろうと思います。

消費者教育の中でマルチとはどういうものかということ、今度新しく有権者になる18歳になられる方から徹底的に教育というか啓発していく必要があると思います。それが弱いんじゃないかなと思うんです。これはマルチではないんだと、勧めに来た人は必ず言います。これはネズミ講じゃないんだと、よそとは違うんだと、絶対そう言います。蓋を開けてみたらやはり大金を放り込んで戻って来ないのです。そこら辺の啓発資料として分かりやすいものを作って、しっかり啓発をしていただきたいと思います。どのようにお考えか教えてください。

#### 飯田消費者政策課長

ただいま扶川委員から、マルチ商法とはどういう仕組みで県としてどのように啓発をしていくのかといった御質問を頂きました。

まずマルチ商法についてなんですけれども、今委員からお話がありましたように、マルチ商法と申しますのは、特定商取引法におきまして連鎖販売取引というものに分類される

商法でございます。この連鎖販売取引と申しますのは、物品の販売又は役務の提供の事業であって、再販売や再受託若しくは販売のあっせんをする者を特定利益が得られると誘引して特定負担を伴う取引をするというものでございます。平易に申しますと、マルチ商法とは新たな買い手を探して加入者を増やしていくと利益が得られると販売組織に誘い、商品やサービスを契約させるものでございます。

今委員のほうからお話がありましたネズミ講というのが、類似したものにございます。このネズミ講といいますのは、財産権を表象する証券や証書を含む金品のやり取りを行うものでございまして、新規会員が更に複数の人を新規に会員にすることでピラミッド状の配当組織を作るというもので、無限連鎖講と呼ばれるものでございます。この無限連鎖講、ネズミ講につきましては、無限連鎖講の防止に関する法律によりまして、その開設や運営、加入、勧誘、助長などが禁止されておりまして、罰則も設けられているものでございます。

改めて、マルチ商法といいますのは、ネズミ講と異なり、商品や役務の取引を行うものでありまして、商法自体が違法というわけではございませんが、消費者トラブルが多い取引であるため、国は特定商取引法で一定の規制、例えば事業者の氏名などの明示義務や不当な勧誘行為の禁止、書面交付義務やクーリング・オフなどの規制を掛けまして、違反があった場合には行政処分の対象となるほか、罰則の対象も設けているところでございます。

県におきましては、消費者に対する啓発といたしまして、これまで県の消費者情報センターにおきまして広報啓発資材やメールマガジンなどを活用し、マルチ商法に関する注意喚起を行っているところでございます。さらに、県消費者情報センターが実施しております出前講座や消費者大学校などでの啓発、それから成年年齢引下げを見据えて令和2年度に県が作成いたしました消費者被害を未然に防止するための啓発動画におきましてもマルチ商法を題材としたものを作成し、幅広く活用いただくなど、様々な手法を用いて啓発を行っているところでございます。

また、県消費者情報センターのほうに相談があった際には、個々の事案に関連する法律の説明や情報の提供、留意事項についての助言などを行うほか、相手方が明らかな場合などには可能な限り仲介の労をとるといった対処も行っております。

しかしながら、このセンターの仲介そのものには強制力はなく、また悪質な場合は事業者が不在あるいは不明といったケースもありまして、解決は大変難しいところが現状ではございますが、県といたしましては啓発及びセンターでの対応を十分に行いまして、県民の皆様の消費者被害を少なくするよう取り組んでいるところでございます。

#### 扶川委員

弁護士のところにお連れして相談をしましたが、これは戻ってきませんと、違法な詐欺だというんだったらそれなりの証拠を揃えなかったら訴えることもできないということで、なかなか解決しないんです。この恐ろしい仕組みについて、教育委員会などとも連携して高校生時分からしっかり教育していくべきだと思います。これから取り組んでいただきたいと思います。



それから高齢者については、自分はだまされないぞと割と自信を持っていて、それでだまされてしまうんです。いかにももっともらしい説明をするんです。例えばこういう説明で来たんだけど、これはマルチ商法というやつですかと言って相談に来たら、これはマルチ商法ですねと言ってあげないといけないです。心配があったらすぐにお電話くださいという啓発をして、マルチ商法に引っ掛かる前に予防してほしいです。この二つをお願いしたいんですが、お聞きしておきます。

#### 飯田消費者政策課長

ただいま扶川委員から、教育委員会などとの連携した取組、またそのマルチ商法の相談について御質問いただいたところでございます。

被害を防いでいく対応といたしましては、まず最も望ましい対策は被害の未然防止でございます。法律の周知や消費者啓発といたしまして、従来から各種講演会の開催や情報提供をはじめとして取り組んでおりますところ、消費者団体や市町村、教育委員会をはじめとする教育機関とも連携しながら、消費者教育、啓発に努めてまいりたいと考えております。

またもう一つ、被害の拡大防止という意味におきましては、消費者の皆さんへの注意喚起ということで、被害の増大の兆候がうかがえる悪質な事案につきましてはその手口や留意点などについて消費者被害緊急情報として可能な限り速やかに市町村などに情報を提供するとともに、県消費者情報センターのホームページなどに掲載してその被害の拡大防止に努めているところでございます。あわせて、メールマガジンでありますとか、現在、LINEを使ったSNSでのトラブル情報の発信を行っております、消費者被害の拡大防止に努めているところでございます。

また、もう1点のところでございますが、このマルチ商法であるかどうかであるとか、マルチ商法として特定商取引法に違反していないかなどにつきましては、委員がおっしゃいますように相当な知識、また判断力がないと正にそれぞれの個人における判別が難しい部分があると認識しております。消費者にとりましてそれ以上に大切なことは、実は安易に甘い言葉を信じて契約しないといったことであつたり、困ったときは消費生活センターに相談するといった消費者トラブルに対応できる力をしっかりと養っていただくことであると考えております。社会のデジタル化でありますとか成年年齢の引下げ、またそれに伴う新たな消費者トラブルなどに対応できます自立した消費者を育成するために、今後とも消費者教育をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

#### 長池委員

資料4の東部防災拠点施設(仮称)の管理運営計画について、午前中に説明を受けて岩丸委員からの質問等の答弁をお聞きしていたのですが、私も振り返ってみますと、令和2年度の冬頃、非常にもめたようなやつだったなというのを思い出しまして、一つ、二つ確認でお聞きしておきたいなと思っております。

予算の段階で確か令和2年11月定例会に、設計に7,700万円で、改修建築のほうが11億円みたいな数字が出て、高過ぎないかみたいな議論がありました。そもそも防災拠点と言

いながら、それ以外のにぎわいづくりみたいなものに重点が置かれ過ぎておるような、いわゆる設計コンペみたいなのがたくさん出てまいりました。議会の中でも目的と違うんじゃないかといった意見が幾つか出たのは覚えております。

さっき設計で7,700万円とか改修で11億円とメモ書きみたいなものがあるんですけど、その後、これは変わってないんでしょうか。ちょっと節約したとかいう話があるんだったら教えていただけたらと思います。資料を見て急に思い出したんですみません。

鈴江事前復興室長

今、東部防災拠点施設（仮称）について質問がございました。

予算につきましては、設計費は当初の7,700万円で終わらせていただきまして、工事につきましては昨年度と今年度の債務負担ということで、先ほど申しましたように、1期工事を昨年2月に発注して、1期、2期に分けてさせていただいております。2期工事につきましてはこの7月に向けて予算の範囲内でやっていくということで発注しようとしております。

長池委員

この予算は幾らになっているのですか。

鈴江事前復興室長

予算につきましては、当初の11億の範囲内で発注しようとしております。

長池委員

オーバーも節約もしていないということでございます。2期工事もこれからですしね。

それで資料4ですが、民間提案の募集を今やっているということです。6月17日から7月22日まで提案を受けて、それを採用する。その後、さらに指定管理者を公募するという段取りになる。このあたりの、例えばコンペで図面を見たらいろんなアイデアのコンペがあって、さらに民間の提案で今回募集して、さらには指定管理者で更に公募するという、民間の意見をたくさん取り入れて一見良いようなんですが、こういうやり方を最近はやっているんですか。今回の公募の意味というのをもう1回御説明いただきたいです。

鈴江事前復興室長

今回の公募ですが、先ほど委員が言われたように、普通なら指定管理の1回で済ませるところを、今回は事前に民間から意見を聞いてという順番でやらせていただいております。

繰り返すにはなりますが、設計コンペの案を実現するとき、いろいろ課題が出てきまして、やはり一番の目的は災害時に利用して県民の皆さんの安全・安心を守らないといけない施設ですので、いかに災害時の運営ができるかというのを民間から提案を受けようというのが第一です。かつ、やはり平時にも利用してもらいたい、平時から利用していないといざというときに施設を動かすことが困難な場合もございます。そこで、利用者のニー

ズを把握したり利用促進につなげる事業企画内容が、利用しやすい利用料金や指定管理料の節減などにつながってきます。県だけでなく、いろいろな民間からアイデアをもらって運営したいということで、今回民間の自由なアイデアとノウハウをこの管理運営計画に取り入れて、指定管理の要求水準書等を作成し、再度、指定管理の募集をするというような段取りにしております。

長池委員

この民間提案というのを今募集しておるところと思うんですが、提案が幾つか出てきている中からこれは良いと一つを採用するのか、出てきた提案の良いところをつまむのか、どんな感じになるんですか。

鈴江事前復興室長

結論から言いましたら、全体で良いという案を選びます。いわゆる何案か出てきていいところ取りをしましたらいわゆる収支計画が合わなくなったりしますので、全体を見て、収支計画も含めて審査の対象になります。一つが一番良いものというので審査をさせていただいて、それを採用したいと考えております。

長池委員

選ばれた民間提案に対して報酬というか、おたくの提案がすばらしいといってお金が発生するんですか。

鈴江事前復興室長

今回提案を頂いた事業者に対しましては、資料を作るのに相当な手間が掛かりますので、いわゆる資料作成代として10万円ということで考えております。ただ、それをしますと、内容の中身が伴っていない案にも10万円が出ますので、採用された案で8割以上の得点があるものについては、提出された案について資料作成代として10万円を出すというふうに考えております。

長池委員

明日現地説明会とのことですが、たくさん来るんですか。

鈴江事前復興室長

いわゆる公募なんで詳しくは言えませんが、複数者が申込みをされております。

長池委員

言えんだろうなと思って質問しました。

もう明日ということで、80点以上を取ったところには資料作成費で10万円あげる。選ばれたところに、今度はそれを基にして指定管理者の募集を掛けるということですね。

今、ペーパーレスでしょう、タブレットがあるでしょう。昔の資料とか東部防災拠点と

か打ったらいろいろな資料が出てくるんです。収支計画みたいなものがあるって、だからスポーツ施設とか利用料で年間2,200万円とか載っているんです。そんな収支計画について誰がどこで提案してこんなところに載せて、今更、何を提案してもらうのかなという思いはあるんですが、今されていることに別に異議を唱えているわけではないんです。より良いものを丁寧に作っていただけたらいいなという思いと、どうしても私が受けるイメージとしては、防災拠点というよりはそれ以外の部分、にぎわいづくりだったりスポーツとか子育てとかありますが、過去のネット上に載っている資料はそちらに偏っているように思います。少なくとも、どんなものをどのぐらい備蓄するかという資料は1個もありません。フットサル場やら阿波おどりの練習場やら子育ての何とかコーナーを作りますとかそんな資料ばかりです。そうなったらそれでいいんです。防災拠点なんて言わずに、にぎわい拠点の中に備蓄機能がありますぐらいにしておいてもらったほうがいいんです。

私は防災拠点ができる、備蓄拠点ができると聞いて、最初非常に喜びました。

高速道路の交通の要のところですし、ヘリポートもできるしということで、やはりそこを絶対に外さないというのをしっかり肝に据えて、設計で7,700万円も使っていますけれども、それをベースにまた提案してもらって、また指定管理とって、既にもう収支も大体の話が出ているという資料しか出てこないのは、私はいかがなものかなと。せめてどんなものをどのぐらい備蓄するか、どういうふうな車両は搬入搬出で出入りが可能になるとか、そういうことをしっかり落とし込んでもらえるような資料が今後出てくるかなと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

#### 鈴江事前復興室長

確かに、コンペの採用案等の資料にいろいろな支出計画など、コンペ時の案がまだ載っております。それもありませんけれども、今回はまた改めて再度収支計画を練って出させていただく。いかに節減できるかということを考えております。

やはりこの施設は第一には防災施設として考えております。防災施設とできるように、また県民の皆様にも分かりやすくなるように、広報なり資料作りなりをして丁寧に御説明したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

#### 長池委員

以後、この施設について、順を追って各定例会の度に出てくると思うんですが、防災施設としての機能の情報をください。

あそこにいけば何万食の食事があるとか、ブルーシートが10万枚あるとかそういうのが欲しい。1日の利用者や年間これだけ収支があるという数字を見たら、げっそりした。ふだん使いというのも大事なのもかもしれないけれども、防災拠点というんだったら県民を安心させるような数字を出してください。今、資料を見たら、子育ての施設と言って利用したら金を取るのかみたいな、そんなイメージです。無料じゃないのかと思います。こんな収支の数字がいっぱい出てきた。指定管理料だって年間1億三千いくらか、もう決まっている。予定か予想か知らないけれどもそんな数字ばかりです。10年間指定管理して13億円か14億円か掛かるんでしょう。誰もいない倉庫でもいいくらいです。

1年半前、コロナ禍の真っ最中にこんなんが出てきて随分もめました。今はちょっとコロナも落ち着いてきているので、こんな議論も穏やかにできるんだろけれども、中身は、私からしたら、余りうれしくない情報ばかりでございます。危機管理環境部であれば、次からはもうちょっとその名前に応じたような資料を是非委員の皆さんに御理解いただけるように提示していただけたらと思います。

#### 浪越委員

先ほど長池委員のほうから意見がございましたが、徳島東部防災拠点施設(仮称)管理事業運営計画について、このホームページに記載されている分で、先ほど長池委員が言った以外のことで、重なる点だったら答弁は大丈夫でございます。ホームページに記載されている分で、先に言っておきます。私はこの予算に賛成している者として、これをより良いものにしていただきたいと、そのようなことで意見を言わせていただきます。

もう一つ、西部防災拠点に一番近いものとして、この東部防災拠点を民間のアイデアを頂いて様々な運営をするに当たって、私このときはおりませんでしたので、西部防災拠点の運営は皆様が考えられたのかちょっとよく存じてないので、アップデートをしていただけることをまずお願いをしたいと思います。

概要のところにはありましたが、やはりこの施設はawa臨港プロジェクト、すなわち平時は地域の活性化、そして災害時は地域の防災機能の強化というので、当時私もこの予算に賛成させていただきました。その中で何点かですけれど、先ほど長池委員もおっしゃいましたが、この資料のホームページの6ページ目で想定上限基準額1億3,500万円、これは10年間になっております。指定管理は3年があったり5年があったりですが、10年という施設がございますか。

#### 鈴江事前復興室長

通常、委員がおっしゃるとおり、指定管理期間は3から5年なんですけれども、今回10年とさせていただいたのは、民間の力も借りようと思ひまして、防災拠点施設以外の部分に関してはできるだけ民間に整備をしていただこうということで、それを考えると民間が自分のお金を入れたら、減価償却とかありますので、その税制上の話とかも含めて、減価償却が最低できる期間ということで10年という設定をさせていただきました。

ほかにもということで、県外なんですけれども、例えばスタジアムで指定管理とか20年とか長期にわたるものがあるとは思ひます。今回うちのほうは初めて最長10年ということで提案させていただいております。

#### 浪越委員

理解できました。

減価償却のお話が今ございましたが、10年間で、この1億3,500万円の中に人件費も含まれていると思うんです。そしたら今、物価が上がってきているのもあるんですけれども、それに準じて国を挙げて賃金を上げていきたいと思います。上限が1億3,500万円であると思ひますが、今回出てきた民間のアイデアによって、それ以内にしてくださいという書き

方だと思われま。10年間の雇用体系の仕様ができるわけですから、指定管理者になられる方と協議若しくは再々下請とかグループ会社が受けて、それから違うところに出すということは絶対にないようにしていただきたい。新たな雇用を生み出す場でもあると思います。それと10年間で、この防災拠点に対応できる新しい人材を作り出すということも可能であって、それが様々なところに普及していくのも私は望んでいるところでございます。

それともう1点、先ほどの17ページの第7章の審査のところ、なお応募者が1者のみであっても提案内容を審査して採用案としての適否を判断します。今、入札でも1者入札は県は多分オーケーにされていると思うんです。そうした場合に審査がそれで終わりました、その後に費用負担で先ほど10万円を支払うというのが21ページに載っていますが、審査により採用された提案内容については、指定管理者選定に伴う募集事項を定める段階において提案者との協議を経て変更する場合があります。いわゆる最初に選ばれた民間の提案型でその会社が選ばれますよね。でも今度指定管理の募集を掛けるときに改めて協議に入るという認識でよろしいのでしょうか。

#### 鈴江事前復興室長

まず採用ですけれども、やはり1者しか出てこない場合も、その中身については見極める必要がございますので、審査委員会において審査をして、採用できないとなればもうそこで採用はしないということです。

それと、採用された案については、指定管理の要求水準とか要綱とかを定めるときに指定管理者と協議というのは、提案してくれた案をそのまま丸飲みでうちが右から左に流してそのまま書くというのではなく、県の状況に応じて中身は一応チェックさせていただいて、実態に合うように修正なりして、より良いものにしていきますよという意味で書かせていただいております。

#### 浪越委員

では、その次の5番に書かれている指定管理者審査時の加点について、今回、当初の民間提案募集により選定された事業者が本施設の指定管理者の公募に応募した場合は、審査点数に10パーセントの加点を行う予定としております。すなわち、自分でイメージが描かれて、そして指定管理のときに募集を掛けて、そのときに1者以外の方が来られていたとしても、もうその時点で10パーセント、10パーセントがどういう基準かちょっとよく分からないんですけれど、というふうに書かれているんですけれど、これはこのまま事実で文章のとおり読み取ってよろしいのでしょうか。

#### 鈴江事前復興室長

採用された案につきましては、指定管理の募集をするときに10パーセント加点するというのはそのとおりでございます。

どうしてこれを10パーセント加点するかにつきましては、民間事業者から求められるアイデア、ノウハウは知的財産ですので、やはり自分が提案したものを横取りされたということになりますし、より優れた提案を求めるために、そういう知的財産を保護するという

意味でインセンティブは必要であると考えております。

なぜ10パーセントにしたかといいますと、実は内閣府のほうにマニュアルがございまして、PPI/PFI事業民間提案推進マニュアルというのが作られています。そこでこういう民間提案を受けて、指定管理をするときには通常5から10パーセントぐらいの加点評価をするというのも一つの方法であるというのが記載されていますので、それに従って提案をしてくださった方の知的財産権の保護という目的で付けさせていただいております。

#### 浪越委員

勉強不足ですみません。国の基準にのっとってなされる。知的財産の件に関しては確かにそのとおりだと思われま。知的財産を有するようなアイデアがこの場所に本当に集まることを期待しております。そしてその集まったアイデアを是非とも広げていただきたい。

最後にもう1点、後ほどで結構ですが、ホームページで調べたら分かるのかもしれませんが、徳島県の指定管理者の中に、県が関わっていないところの指定管理一覧表があればまた教えていただけたらと思います。

#### 岡田副委員長

今までの議論の中にありました水素グリッド構想の中で、車が水素のほうへシフトしていくというようなお話があったんですが、現在の既存の化石燃料を売っているオーナー側からいたしましたら、今の危機管理というのは、環境のほうでは水素を進めますという話なんですけれど、もし明日災害が起こった場合には、危機管理のほうでは、消防にしてもガソリンや軽油の車をフルに使って災害の現場に駆けつけるという実情があると思いますし、それが現実だと思います。

当然、脱炭素という動きがありますので、いつかは水素の車が増えていったり、また電気自動車や電池の代わりをするような機能を果たしていくことが遠い将来と思っていたのがだんだん近づいてきたのは事実だとは思っています。ただ、南海トラフの地震がいつ起こるか分からないと言われていた徳島県です。先日も震度4の地震がありましたし、昨日もまた熊本で震度5弱、また能登でもというように日本中で大きな地震が揺れ始めている危機的な状況です。

私の個人的な考え方はエネルギーを分散させるのが一番ベストだと思います。東日本の災害のときにもものすごく言われて、ガソリンの供給体制であったり軽油の供給体制について、直接タンクローリーから給油できるような仕組みを備える準備がされておりますし、LPガスのボンベで発電できるとか、家にあるカセットコンロで発電できるというのが消防団の方たちに配布されていたりして、いろんなところでいろんなエネルギーを使って、いざというときに備えようという動きになっているところなんです。

水素の車にシフトしていくというだけだけでなく、状況状況に応じて、当然、車も開発されないといけないし、いつ水素の消防自動車が出るのかということもあるので、そのあたりについて答弁を求めたいところです。

要望としては、いろんな場合も想定しながらいろんなエネルギー配置をしていくという

ことが、徳島県にとって有益であると思われるので、是非、そのあたりを考えてほしい。

それと、今、エネルギーの過渡期にあると思うので、その過渡期にあってどのようなバランスを取っていくのが県民の安全につながるのか、また県民の産業につながるのかというところを是非考えながら進めていっていただきたいと要望したいと思います。答弁がありましたらどうぞ。

#### 原グリーン社会推進課長

ただいま岡田副委員長から、いろんなエネルギーがあると、そういった実態を踏まえて今後いろいろ考えてほしいという御要望を頂きました。

今、脱炭素というのが非常に前面に出ていまして、そういった中でいろんなエネルギーの活用、火力とか、原子力もございますけれど、できるだけ自然エネルギー、再生可能エネルギーというのを導入しながら脱炭素化を進める中で、副委員長がおっしゃるようなそればかりではどうなのかという視点もございますので、全体的にバランスを取りながら、どういった形で2050年のカーボンニュートラルの実現を達成できるのか、我々もしっかりと今後そういった御要望を踏まえて考えてまいりたいと考えております。

#### 岡田副委員長

是非よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど説明いただきましたトイレの話なんですけれども、非常に細かいマニュアルを作っただけで、実際現場に合った話だと思うんです。

それで、ここでトイレの備品の写真を見せていただいたら、ビニール袋の使用頻度が高い。ビニール袋もレジ袋を減らしましょうという、先ほどの海のごみの削減のところでも、レジ袋を減らしましょうという動きがあって、家庭にごみ袋やビニール袋というものの数がどれだけ備蓄があるのかというところも踏まえながら、避難所で備蓄を整えていってもらえるのか。今の現実の社会の環境への動きと、いざ災害が起こったときの実生活とのものすごいギャップがあるんです。

先ほどのエネルギーの話もそうですけれども、実際に東日本のときだって、結局は水が使えないし衛生管理をするために、使い捨てのビニールとかラップを敷いたお皿で食事をしましょう、いろんなことに使っていきましょうというような、やはり矛盾した社会の動きの中であって、いざというときに本当にどこまで備えられるのかというところは、非常に私たちが危惧するところです。それとともに、きちんと安全を担保していただけるならば安心して避難所に逃げていけますよと推奨できると思います。

また逆に、私たちがいざというときは何も持たないでも命があったらいいから逃げてということ伝えられるんです。でも何かの備品が足りないかもしれないから家から持っていかないといけないというような心配があれば、あれを取りにいかないといけないとか、あれはなかったら困るとかで逃げ遅れるということ、私たちとしては一番危惧することです。やはり備えられるものは事前に避難所に備えていただくというのを、まずは前提でいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。



### 溝杭とくしまゼロ作戦課長

今回のマニュアルにつきましては、時系列に事前対策、初動期、展開期、安定期というところでそれぞれの災害用トイレでの設置方法、設置場所等々を分かりやすく出したマニュアルでございます。

今、副委員長がおっしゃいました事前の準備というところにおきましては、事前対策というところで、災害用トイレの必要数の確保でありますとか、それに伴う必要な物資の備蓄といったところ、トイレトーパーや、今お話のありましたビニール袋等とも併せて、それぞれの避難所ごとに、避難所には定員が市町村ごとに定められておりますので、それに合うような必要数をあらかじめ備蓄していただく。その指標になるためのマニュアルでございますので、こういったところを市町村のほうにも十分周知をして準備をしていただきたいと考えております。

### 岡田副委員長

周知をしてというか、必ず備えてほしいなと思います。

それで、今、徳島県の避難の在り方としては、まずは危険と思ったら先に避難しましょうというのもあるし、地震が起こったら避難しましょうという動きがあって、それで命を守ってくださいというような、皆さんの避難を促していくという対策をとっている。避難先に何かを持っていかなければいけないのではなくて、持っていってもらえる余裕があればそれにこしたことはないですけど、何もなくてもその場所から急いで逃げてもらい、避難所に行ってもらいということ、是非進めていけるように、安心して行けるような対策として備品の充実をお願いしたいと思います。

阪神淡路大震災が1月17日に起こって、2月と3月とボランティアで西宮と芦屋のほうに行かせてもらったんです。やっぱりそのときも言葉にできないぐらい異常な状態のポータブルトイレがあって、時間がたてばたつほどとんでもなくなって、ドアを開けたら締めてというようなことをして、使えそうなトイレを探したという記憶があるんです。女の方がトイレには行けないというので食べるのを控えるとか、水を飲まないようにするとか、夜は一人で行くのが怖いとか。今回は人目に付くような明るいところに設置しますみたいなことも注意事項で書いていただいているし、設置事例として皆が見える場所に設置しましょうというように、すごい配慮ができていけると思うんです。

避難されている方は家の代わりに住んでいるところですので、安心してトイレに行けるような安全策というものを是非とっていただきたい。

それと、トイレの掃除に関しても、やっぱり使った方がまずは汚さないように使うというのが大前提で、このマニュアルを見ていたら誰かが掃除してくれるのかなというような感じの書かれ方をしているので、そうではなくて避難所にいる皆さんが順番にトイレ掃除をすとか衛生管理をすとかというような、避難されている方も落ち着いてきたら皆が担いながら自分たちの避難所の衛生状況の改善に努めていくという、担い手となれるように、そういうふうなニュアンスの言葉も入れていただけたら、もう少し自分事としてこの避難生活というのが想定していけるのかなというふうに思うんですけれど、いかがでしょうか。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

今、避難所の運営につきまして、自分事として意識付けるというふうなお話がありました。

今回のマニュアルにつきましては、3月の実証実験を踏まえてというところなんですけれども、実証実験の場合には、地域の自主防災組織とか婦人会の方々とか地域住民の方々にも参加いただきまして、現場の声を聞きながら検証を行ったというふうな経緯がございます。

副委員長がおっしゃるように、当然ながら避難所の運営というのは市役所の人間だけでできるものではございませんし、その現場の方々、避難所に入った方々みんなで協力し合っただけというところではございます。トイレの運営に自主的に取り組めるように理解いただくというところは大切でございますので、こういったマニュアルも活用しながら、訓練であるとか防災にある研修とかイベントを通じまして、トイレの適切な運営につきまして周知啓発を今後も行っていきたいと考えております。

岡田副委員長

是非とも機会を見つけて、皆さんに。

おうちが無事であれば、家のトイレの水が止まっている、電気が止まっているから便座を使って活用しましょうとかという事例も載っていますし、避難所の中でのトイレの設置の場所とかいろんなことが、本当にこのマニュアル自体はものすごく細かくできているので、このマニュアルが全部把握できていたら、多分トイレ設置のエキスパートとして避難所での指導的立場になってもらえると思います。その指導的立場になってもらえる人を一人でも多く作れるような、このマニュアルを生かした勉強会であったり、地域の自主防災会との連携であったり、各学校での避難訓練のときに、中学生以上の子たちだったらできる部分で訓練されるとか。せっかくできたマニュアルですので、このマニュアルをただ置いておくのではなくて、現場で使える、ある状況の中でどのように使っていけるかというようなのも、現場現場でやっぱり考えてもらう必要があると思います。

避難所になった場所でどのように組立てができるのかとか、ここの場所だったらトイレを置けるとか、ここだったら仮設のトイレも並べられるというように、それぞれの場所で点検してもらう機会を多く作ってもらって、少しでもその場所に避難していく人、またその避難所に地域住民以外の方もおいでになる可能性もありますが、皆さんがそれだったらこういうのがあるよねとできるように。せっかくのマニュアルなのでうまく活用していただいて、県民の皆さんが少しでも快適なトイレで、避難所生活が少しでも楽になるように取り組んでいただけたらと思います。これは要望して終わります。

福山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

私のほうから1点だけ質問させていただきます。

先日の我が会派の井下議員の一般質問の際、9月1日に西部健康防災公園を主会場として実施する県総合防災訓練の中で、山間部の孤立集落への物資輸送訓練を実施するとのことでした。大規模災害時には迅速な対応が可能となるようドローン等のDXの活用は非常に有効であると考えます。こうした先端技術は常に進化しており、民間の力を活用することが不可欠ではないかと思えます。

日本青年会議所の四国地区徳島ブロック協議会では、広沢ドローンスクール等と連携し長時間飛行を可能とするハイブリッド型ドローンを災害対応で活用できないか検討を重ねており、道路が寸断され輸送が困難な孤立集落等への物資輸送の場面で威力を発揮できるのではないかと期待しています。

このような取組を行う民間事業者と平時から連携し訓練を行ってはどうかと考えますが、県のお考えをお聞かせください。

#### 溝杭とくしまゼロ作戦課長

民間の力を活用した災害対応につきまして、御質問いただきました。

今年、9月1日に西部圏域で実施します県総合防災訓練につきましては、誰一人取り残さない支援体制の構築をテーマといたしまして、中央構造線・活断層地震が発生したとの想定の下、訓練の一つとして山間部の孤立集落へ必要な生活物資を届ける広域物資輸送訓練を実施する予定としております。

この訓練では、まず災害時の協定を締結しておりますイオンやJALと連携いたしまして、必要な物資の調達から徳島阿波おどり空港までの輸送手段でありますとか、トラック協会との連携によります広域物資拠点である西部防災館までの輸送ルートにつきましても確認を行うこととしております。

また、山間部の防災活動拠点であります三好市の山城総合グラウンドまでは、自衛隊のヘリコプターによる迅速な輸送を行いますとともに、ラストワンマイルの課題を克服する孤立集落までのドローン輸送を行いまして、地元の自主防災組織などによります物資の受取りや被災世帯への配布など、一連の流れを実施、検証することとしております。

委員長から御提案がございましたとおり、日々進化する先端技術を取り入れた災害対応につきましては、物資輸送だけでなく人命救助などの情報収集などにつきましても、なくてはならないものでありまして、民間事業者との協力は不可欠なものであると考えております。

このため、今年度の県総合防災訓練では、日本青年会議所四国地区徳島ブロック協議会の皆様の御協力を頂きまして、最新鋭のドローンを活用したラストワンマイルの物資輸送訓練が可能となったところでございます。今回御協力いただくドローンにつきましては、物資輸送が可能なタイプでございまして、3キログラムの物資を積載いたしましてもガソリンと電池のハイブリッド型燃料により最大60分の長距離飛行ができる、正に高性能なドローンということで、今回の物資輸送訓練につきましても活用させていただきまして、効果検証をしっかりと行っていきたいと考えております。

今後ともこういったDXを活用した災害対応の研究を行いますとともに、積極的に訓練にも取り入れまして、災害対応力の強化につなげてまいりたいと考えております。

福山委員長

ドローンについては物資輸送のみならず、災害時の被害状況の把握や救助、救出のための情報収集など第一線で様々な用途に活用が期待できるものであると考えます。今後も民間の力を活用し、DXを取り入れた災害対応の研究と訓練も積み重ねていただき、県民の安全・安心の確保につなげていただきますよう併せてお願いして、私の質問を終わります。

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、危機管理環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号

これをもって、危機管理環境部関係の審査を終わります。

この際申し上げます。

先ほどの企業局関係の調査における杉本委員の発言中、不適當な箇所があれば、委員長において後刻記録を調査の上、適宜措置いたします。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。<sup>はか</sup>

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、7月25日から7月27日までの3日間の日程で、危機管理施策や県土整備施策に資する施設等を調査するため、岩手県及び宮城県の関係施設を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（15時01分）